

滋賀短期大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにしたがい、心技一如の建学の精神の基に、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を授け、もって社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的とする。

(目的達成と評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第1条の3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

(名称及び位置)

第2条 本学は、滋賀短期大学と称し、滋賀県大津市竜が丘24番4号に置く。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	総 定 員
生 活 学 科	80 人	160 人
幼 児 教 育 保 育 学 科	170 人	340 人
ビ ジ ネ ス コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科	100 人	200 人
合 計	350 人	700 人

2 前項の各学科における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的は、次のとおりとする。

(1) 生活学科は、生活に関する専門の知識と技術を授け、科学的な視点から生活を捉える姿勢を養い、家庭及び社会でより良い生活を提案できる能力をもった人材の育成を目的とする。

(2) 幼児教育保育学科は、幼児教育保育に関する専門の知識と技術を授け、時代や社会の要請に応え得る幼稚園教諭や保育士等の人材の育成を目的とする。

(3) ビジネスコミュニケーション学科は、ビジネスに関する専門の知識と技術を授け、社会で即戦力となるビジネス実務能力とホスピタリティマインドをもった人材の育成を目的とする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年数は4年を超えてはならない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(学 期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第6条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第7条 学年中の授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 土曜日・日曜日

(3) 学園創立記念日 5月10日

(4) 春季休業日 3月25日から4月10日まで

(5) 夏季休業日 7月11日から9月5日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

2 前項第4号から第6号までの休業日は、学長において変更することがある。

3 学長は、特に必要と認められた場合に、臨時休業日を設けることができる。

第4章 入学、退学、転学、休学、復学、留学、除籍及び復籍

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学選考)

第10条 入学志願者については、調査書、学力検査、面接等により総合判定のうえ選考する。

(転入学、再入学)

第11条 次の各号の一に該当する者で、本学に転入学又は再入学を願い出た者があるときは、選考のうえ相当の年次に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学に在学中の者で、本学に入学を志願する者
- (2) 本学を退学した者で、再入学を志願する者

2 前項第1号に該当する者は、その大学の学長の承諾書を添えて願い出なければならない。

(入学手続)

第12条 前2条の規定による選考に合格した者は、別に定めるところにより、入学手続きをしなければならない。

2 前項の手続きをした者に入学を許可する。

(退学、転学)

第13条 退学又は他の大学に転学しようとする者は、理由書を添えて学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転科)

第14条 転科を志願する者があるときは、正当な理由があり、かつ、その科に欠員がある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

(休学)

第15条 病気その他の理由により、引続き2月以上就学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。ただし、休学期間は学年を超えてはならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、さらに、1年以内の休学を許可することがある。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

4 学長は、病気のため修学に適しないと認める者に対し、休学を命ずることがある。

(復学)

第16条 休学期間中であっても、その理由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができる。

(留学)

第17条 第25条第2項の規定により、外国の大学等で履修するため留学を志願する学生は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第4条（修業年限）に規定する修業年限に通算するものとする。

(除籍、復籍)

第18条 次の各号の一に該当する者があるときは、除籍する。

- (1) 授業料その他この学則に規定する学費の納付を怠り、督促されても、なお、納入しない者
- (2) 在学年数が4年におよんでも、なお、所定の履修が終わらない者

2 前項第1号の規定により除籍された者で、復籍を希望する者は、復籍願を提出し、学長の許可を受けて復籍することができる。

(1) 復籍を許可された者の既修得授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(2) 復籍について必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び卒業

(授業科目の区分)

第19条 授業科目は、共通科目と専門科目と選択自由科目とし、必修科目と選択科目に分ける。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

(履修科目の登録)

第19条の2 学生は、学年のはじめに、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

(履修方法)

第20条 履修の方法は、次の各号に定めるところにより62単位以上を修得するものとする。

(1) 共通科目については、12単位以上

(2) 専門科目については、50単位以上

(3) 選択自由科目については、一部を専門科目に代えて認めることができる。

2 前項について必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位の授与)

第21条 本学に2年以上在学し、前条に規定する授業科目及び単位を修得した者には、学長は教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(教員免許)

第22条 教育職員免許状を受けようとする者は、前条の規定によるもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学の各学科において取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	取得できる教育職員普通免許状の種類
生 活 学 科	中学校教諭2種免許状(家庭)、栄養教諭2種免許状
幼児教育保育学科	幼稚園教諭2種免許状

(保育士の資格)

第22条の2 幼児教育保育学科において、保育士の資格を得ようとする者は、第21条の規定によるもののほか、児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

(栄養士の資格)

第22条の3 生活学科において、栄養士の資格を得ようとする者は、第21条の規定によるもののほか、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

(単位の算定基準)

第23条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 それぞれの時間数は、教授会の議を経て、別に定めることとする。

第24条 一の授業科目を履修した者に対しては、認定のうえ単位を与える。

2 単位認定の方法は、試験、研究報告その他の方法による。

(追試験)

第24条の2 病気等やむを得ない事情により、試験等を受けることができなかつたと教授会が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

(学習の評価)

第24条の3 試験等の評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学等に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとし、教授会の議を経て認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第27条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第11条に規定する再入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第25条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第25条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとし、教授会の議を経て認定することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料、施設設備費及び履修料

(検定料)

第28条 本学に入学を志願する者又は第8条第7号に定める学力の認定を受けようとする者は、別表(2)に定める検定料を納入しなければならない。

(入学料)

第29条 入学を許可された者は、別表(2)に定める入学料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 入学料を所定の期日までに納入しない者は、入学の意志がないものとして入学の許可を取消すことがある。

(学費)

第30条 授業料及び施設設備費は、別表(2)に定める額を、次の2期に分けて納入しなければならない。

前期 納期 4月20日まで

後期 納期 10月20日まで

2 特別の事情により、所定の授業料及び施設設備費を納期に納めることのできない者に対しては、願いにより分納又は延納を許可することがある。

第31条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者についても、その期の授業料及び施設設備費は徴収する。

第32条 休学の場合は、休学の翌月から復学の前月までの授業料及び施設設備費は徴収しない。

(留学者の授業料)

第33条 留学期間中の授業料は、納付しなければならない。

第34条 科目等履修生として許可された者は、別表(2)に定める履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

第35条 既納の検定料、入学料、授業料、施設設備費及び履修料は、還付しない。

第7章 職員組織

(職員)

第36条 本学に次の職員を置く。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 学長 | 1名 |
| (2) 副学長 | 3名以内 |
| (3) 教授、准教授、講師、助教及び助手 | 各若干名 |
| (4) 事務職員及び技術職員 | 各若干名 |
| (5) その他必要な職員 | 若干名 |

第8章 教授会

(教授会)

第37条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第38条 教授会は、学長及び専任の教授をもって組織する。

2 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第39条 本章の定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第40条 本学所定の授業科目の一部の履修を志望する者があるときは、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第41条 他大学等の学生で本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可する。

2 前項の規定は外国の大学等の学生にこれを準用する。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第42条 本学において特定の事項を研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第43条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第10章 図書館

(附属図書館)

第44条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館について必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第45条 本学は、地域住民の教養と専門知識向上に資するため、公開講座を開設することができる。

第12章 賞 罰

(表彰)

第46条 学長は、学生として模範となる行為のあった者を表彰する。

(懲戒)

第47条 学長は、学生が本学の定める規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 雑 則

(学則の施行に必要な事項)

第48条 この学則の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

(中間の改正学則の附則は、省略した。)

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2. 平成21年3月31日に在学する学生については、第19条第2項別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。